

福岡県公報

平成二十四年七月二十七日
第三千四百十五号
増刊
①

目次

再掲

○公益的法人等への福岡県職員への派遣等に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) ……………一

再掲

福岡県告示式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年七月十七日

福岡県人事委員会委員長 簗田孝行

福岡県人事委員会規則第十一号

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

第一条 公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則(平成十三年福岡県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一一般社団法人又は一般財団法人の項中

「公益財団法人福岡県地域福祉財団」を

「公益財団法人福岡県地域福祉財団」を

「公益財団法人福岡県地域福祉財団」を

「社」を削る。

に改め、「財団法人福岡県栽培漁業公

第二条 公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を次のように改正する。

附則

別表第一一般社団法人又は一般財団法人の項中「財団法人医療・介護・教育研究財団」、「社団法人甘木朝倉医師会」及び「社団法人遠賀中間医師会」を削り、同表特別の法律により設立された法人の項中「社会福祉法人恩賜財団済生会支部福岡県済生会」を削る。

この規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

定期発行日 毎週火金曜日

[発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)

[作成] 〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号 久野印刷株式会社 (電話 092-262-5726)